9　表３の「基準発生原単位」が定められていない場合は、「該当なし」と記入すること。
10　表３の発生原単位の対前年度比が100％を超えた場合又は発生原単位が基準発生原単位を上回った場合は、その理由について記入すること。
11　表４の「平成19年度発生原単位」の欄には、平成20年度以降に新たに食品関連事業者の事業を開始した場合又は食品関連事業者が合併、分割、相続若しくは譲渡により他の食品関連事業者から当該事業者の事業を承継した場合には、当該事業を開始した日の属する年度又は合併、分割、相続若しくは譲渡があった日の属する年度の発生原単位を記入すること。
12　表９の食品循環資源の再生利用等以外の実施量については、事業活動に伴い生じた食品廃棄物等のうち、特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用された食品循環資源の量及び特定肥飼料等以外の製品の原材料として利用するために譲渡された食品循環資源の量の合計量を記入すること。
13　表11の「基準実施率（％）」の欄には、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第４号）第２条に規定する基準実施率を記入すること。
　また、食品循環資源の再生利用等の実施率が基準実施率を下回った場合は、その理由について記入すること。
14　表14の「遵守状況」の欄には、「適」、「不適」又は「該当しない」のいずれかを記入すること。
15　表16において、当該定期報告の内容のうち事業者名、表３の発生原単位、表11の当年度の再生利用等の実施率及び表15の取組内容を国が公表することに同意する場合にあっては「有」を、同意しない場合にあっては「無」を記入すること。